

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
12月2日
(金曜日)

目次

規則
山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の施行期日を定める規則(地域政策課)……………一
告示
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)……………二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………三
保安林予定森林(美川町)(森林整備課)……………四
漁船損害補償法第百十二条第一項の加入区として指定された告示の一部改正(漁政課)……………四
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(漁政課)……………七
道路の位置の指定(建築指導課)……………八
公告
准看護師試験の実施(医務課)……………九
土地改良区役員の届出(農村整備課)……………九
国営農地再編整備事業(豊北地区安崎下換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課)……………一〇
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………一〇

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。



平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四百四十四号

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例の施行期日を定める規則

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号)の施行期日は、平成十八年七月二十二日とする。



山口県告示第六百四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関成

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
あやらぎこどもクリニック	下関市綾羅木本町五丁目二番七号	平成一七、九、三〇
金子整形外科・小児科医院	宇部市上町一丁目六番一六号	八、三一
外河脳神経外科医院	山口市緑町六番五号	九、三〇
山口市休日夜間急病診療所	糸米二丁目六番六号	〃
永安クリニク	岩国市尾津町二丁目一四番五〇号	八、三一
医療法人真口会椋木医院	長門市日置上五九八〇	一〇、四
たかはし小児科医院	山陽小野田市大字西高泊七五八の	八、三一
徳地町串診療所	佐波郡徳地町大字鯖河内一四三〇	九、三〇
西嶋歯科	下関市長府土居の内町四番一三三	八、三一
小林歯科医院	周南市辻町五番八号	〃
秋芳歯科医院	美祢郡秋芳町大字秋吉五三六八の	〃

山口県告示第六百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関成

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
金子小児科	宇部市上町一丁目六番一六号	平成一七、九、一〇
山口市休日・夜間急病診療所	山口市糸米二丁目六番六号	一〇、一〇、一〇
山口市串診療所	徳地鯖河内一四三〇	〃
山口市柚野診療所	徳地柚木三七八の一	〃
永安クリニク	岩国市尾津町二丁目一四番五〇号	九、〇、一〇
医療法人社団たかはし小児科医院	山陽小野田市大字西高泊七五八の一	〃
橋本歯科	下関市長府土居の内町四番一三三〇	〃
安東第二歯科医院	岩国市麻里布町七丁目二番三三〇	一〇、二、一〇
小林歯科医院	周南市花畠町二番二六号	九、〇、一〇
こころ歯科クリニク	山陽小野田市大字山川七五の一	〃
秋芳歯科医院	美祢郡秋芳町大字秋吉五三六八の二	九、〇、一〇
花咲薬局	山口市大内矢田三〇の六	一、一〇、一〇

山口県告示第六百四十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関成

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
生駒医院	山陽小野田市大字厚狭四六六の三	平成一七、九、三〇
第一薬局有帆店	山陽小野田市新有帆町九番一六号	〃

山口県告示第六百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人秋穂町社会福祉協議会	山口市秋穂東六五七〇	秋穂町社会福祉協議会	訪問介護	平成一七、一〇、二〇
社会福祉法人阿知須福祉協議会	〃 阿知須二七四三	阿知須福祉協議会	〃	〃
社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	〃 小郡下郷一四三七の六	小郡町社会福祉協議会	〃	〃
社会福祉法人萩市川上四九二の一	萩市川上四九二の一	かわかみ苑訪問介護事業所	〃	九、三〇
社会福祉法人山口市小郡下郷一四三七の六	山口市小郡下郷一四三七の六	社会福祉法人小郡町社会福祉協議会	訪問介護	一〇、二〇
吉敷郡秋穂町東六五七〇	吉敷郡秋穂町東六五七〇	秋穂町デイサービスセンター	通所介護	九、三〇

県告示第七百一十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

「油田加入区 大島郡東和町のうち大字伊保田、大字油宇

和田加入区 大島郡東和町のうち大字和田、大字内入 を

小泊加入区 大島郡東和町大字小泊

「東和町東部加入 大島郡周防大島町のうち大字伊保田、大字油宇、

大字和田、大字内入、大字小泊 に、「大島郡東

和町のうち大字森」を「大島郡周防大島町のうち大字森」に、「大島郡東和町のうち大

字外入、大字西方、大字地家室」を「大島郡周防大島町のうち大字地家室、大字西方、

大字沖家室島、大字外入」に、

「沖家室加入区 大島郡東和町大字沖家室島

日良居加入区 大島郡橋町のうち大字日前、大字油良、大字土居

浮島加入区 大島郡橋町大字浮島 を

安下庄加入区 大島郡橋町のうち大字東安下庄、大字西安下庄、

大字秋

「浮島加入区 大島郡周防大島町大字浮島

橋加入区 大島郡周防大島町のうち大字油良、大字東安下 庄、大字土居、大字日前、大字西安下庄、大字秋」に、「大島郡久

賀町」を「大島郡周防大島町のうち大字久賀、大字棕野」に、「大島郡大島町」を「大

島郡周防大島町のうち大字東屋代、大字家房、大字東三蒲、大字西三蒲、大字出井、大

字西屋代、大字戸田、大字小松、大字横見、大字日見、大字志佐、大字小松開作、大字

笠佐島」に、「玖珂郡和木村」を「玖珂郡和木町」に、「玖珂郡大島村大字神代」を

「柳井市神代」に、「玖珂郡大島村(大字神代のうち上南部の区域を除く。)」を「柳

井市のうち神代(上南部の区域を除く。)、大島、遠崎」に、「柳井市(大字平郡)を

「柳井市(神代加入区、大島加入区及び平郡加入区の区域)に、「柳井市大字平郡」を

「柳井市平郡」に、

「上関加入区 熊毛郡上関町のうち大字長島のうち字白井田、字

蒲井、字上関、大字八島 を

四代加入区 熊毛郡上関町大字長島字四代

「上関加入区 熊毛郡上関町のうち大字長島、大字八島」に、「徳山市の

うち横浜町」を「周南市のうち横浜町」に、

「徳山市(櫛ヶ浜加入区及び戸田加入区の区域、大

字下上、大字夜市を除く。)

「周南市(櫛ヶ浜加入区、戸田加入区及び新南陽加

入区の区域を除く。)

玖珂郡玖珂町 に、「徳山市大字戸田」を「周南

玖珂郡本郷村

玖珂郡周東町

玖珂郡錦町

玖珂郡美川町

玖珂郡美和町

市のうち大字戸田」に、

「徳山市のうち大字下上、大字夜市

新南陽市 を

「周南市のうち大字下上、大字夜市、川崎一丁目、

川崎二丁目、川崎三丁目、大字富田、西千代田

町、三笹町、渚町、道源町、椎木町、川手一丁

目、川手二丁目、野村一丁目、野村二丁目、野村

三丁目、野村南町、古川町、清水一丁目、清水二

丁目、花園町、桶川町、土井一丁目、土井二丁

目、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所

四丁目、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、

開成町、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、

大神四丁目、大神五丁目、宮の前一丁目、宮の前

二丁目、中央町、古市一丁目、古市二丁目、新堤

町、竹島町、河内町、坂根町、浜田一丁目、日地

町、小川屋町、富田一丁目、富田二丁目、平野一

丁目、平野二丁目、丸山町、港町、温田一丁目、

温田二丁目、臨海町、大字福川、福川一丁目、福

川二丁目、福川三丁目、福川南町、社地町、皿山

町、新田一丁目、新田二丁目、西榭町、福川中市

町、上迫町、新地町、本陣町、室尾一丁目、室尾

二丁目、御姫町、若山一丁目、若山二丁目、中畷

町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ

河原町、長田町、大字高瀬、大字埴、大字米光、

に、「吉敷郡秋穂町東」を「山口

大字夏切、大字馬神

市秋穂東」に、「吉敷郡秋穂町(防府市加入区の区域を除く。)」を「山口市のうち秋穂東(防府市加入区の区域を除く。)、秋穂西」に、

「山口加入区 山口市のうち大字秋穂二島、大字名田島

嘉川加入区 山口市のうち大字嘉川、大字江崎、大字深溝

阿知須加入区 吉敷郡阿知須町

山口市大字佐山

「山口市加入区 山口市(防府市加入区及び秋穂加入区の区域を除く。)

美祢市

美祢郡美東町

美祢郡秋芳町

阿武郡阿東町

「小野田加入区 小野田市大字小野田

高泊加入区 小野田市大字西高泊

「小野田加入区 山陽小野田市(厚狭加入区及び埴生加入区の区域を除く。)

陽町厚狭大字郡のうち二級国道二号线以南の区域」を「山陽小野田市のうち大字厚狭、大字郡、大字鴨庄、大字山川、大字山野井」に、「厚狭郡山陽町埴生大字埴生」を「山陽小野田市のうち大字津布田、大字福田、大字埴生」に、「下関市のうち大字松屋、大字津井」を「下関市のうち大字松屋、大字津井、木屋川本町一丁目、木屋川本町二丁目、木屋川本町三丁目、木屋川本町四丁目、木屋川本町五丁目、松屋東町一丁目、松屋東町二丁目、松屋東町三丁目、工領開作、木屋川南町一丁目、木屋川南町二丁目、木屋川南町三丁目、木屋川南町四丁目、松屋上町一丁目、松屋上町二丁目、松屋上町三丁目、松屋本町一丁目、松屋本町二丁目、松屋本町三丁目、松屋本町四丁目、松屋本町五丁目、王喜本町一丁目、王喜本町二丁目、王喜本町三丁目、王喜本町四丁目、王喜本町五丁目、王喜本町六丁目、白崎一丁目、白崎二丁目、白崎三丁目、白崎四丁目、王喜宇津井一丁目、王喜宇津井二丁目、王喜宇津井三丁目」に、

「王司加入区 下関市のうち大字宇部、大字神田、大字山田、大字員光、大字田倉、大字勝谷

才川加入区 下関市大字才川

長府加入区 下関市大字長府

壇之浦加入区 下関市大字壇之浦町

「下関市東部加入 下関市のうち大字吉田地方、大字吉田、木屋川一

区

丁目、木屋川二丁目、大字小月町、小月京泊、小月高雄町、小月西の台、小月小島一丁目、小月小島二丁目、小月宮の町、小月南町、小月幸町、小月本町一丁目、小月本町二丁目、清末東町一丁目、清末東町二丁目、清末東町三丁目、清末東町四丁目、清末東町五丁目、清末東町六丁目、小月市原町、大字清末、小月駅前一丁目、小月公園町、小月茶屋一丁目、小月茶屋二丁目、小月茶屋三丁目、乃木浜一丁目、乃木浜二丁目、乃木浜三丁目、小月杉迫一丁目、小月杉迫二丁目、小月杉迫三丁目、清末鞍馬一丁目、清末鞍馬二丁目、清末鞍馬三丁目、清末鞍馬四丁目、清末鞍馬五丁目、清末中町一丁目、清末中町二丁目、清末中町三丁目、清末陣屋、清末本町、王司川端一丁目、王司川端二丁目、王司川端三丁目、清末五毛一丁目、清末西町一丁目、清末西町二丁目、清末西町三丁目、千鳥浜町、清末千房一丁目、清末千房二丁目、清末千房三丁目、王司本町一丁目、王司本町二丁目、王司本町三丁目、王司本町四丁目、王司本町五丁目、王司本町六丁目、長府扇町、王司神田一丁目、王司神田二丁目、王司神田三丁目、王司神田四丁目、王司神田五丁目、王司神田六丁目、清末大門、亀浜町、王司上町一丁目、王司上町二丁目、王司上町三丁目、王司上町四丁目、王司上町五丁目、ゆめタウン、王司南町、赤池町、長府才川一丁目、長府才川二丁目、大字宇部、東観音町、大字山田、千鳥ヶ丘町、員光町一丁目、員光町二丁目、員光町三丁目、員光町四丁目、大字員光、西観音町、長府松小田東町、大字才川、長府港町、長府松小田本町、長府松小田北町、長府松小田中町、長府江下町、大字松小田、長府松小田南町、長府日の出町、長府宮崎町、長府八幡町、長府古城町、長府中六波町、長府前八幡町、長府外浦町、長府印内町、長府東侍町、長府豊城

に、「下関市大

町、長府中土居本町、長府金屋浜町、長府豊浦町、長府中土居北町、長府中之町、長府黒門東町、長府松小田西町、長府土居の内町、長府南之町、長府中浜町、長府侍町一丁目、長府侍町二丁目、長府松原町、長府金屋町、長府新松原町、長府満珠町、長府黒門南町、長府亀の甲一丁目、長府亀の甲二丁目、大字豊浦村、長府満珠新町、長府三島町、長府中尾町、長府羽衣町、長府四王司町、長府紺屋町、長府宮の内町、長府古江小路町、長府惣社町、長府黒門町、長府羽衣南町、長府新四王司町、長府安養寺一丁目、長府安養寺二丁目、長府安養寺三丁目、長府安養寺四丁目、長府川端一丁目、長府川端二丁目、長府逢坂町、大字勝谷、長府高場町、長府野久留米町、大字田倉、長府浜浦町、長府珠の浦町、長府浜浦西町、長府浜浦南町、長府向田町、勝谷新町一丁目、勝谷新町二丁目、勝谷新町三丁目、勝谷新町四丁目、田倉御殿町一丁目、田倉御殿町二丁目、東勝谷、前田一丁目、前田二丁目、大字前田、前勝谷町、大字秋根、秋根上町一丁目、秋根上町二丁目、秋根上町三丁目、みもすそ川町、壇之浦町、

字彦島海土郷」を、「下関市のうち彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、彦島江の浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町六丁目、彦島江の浦町七丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島桜ヶ丘町、彦島向井町一丁目、彦島向井町二丁目、彦島杉田町一丁目、彦島山中町一丁目、彦島山中町二丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町二丁目、彦島角倉町三丁目、彦島角倉町四丁目、彦島海土郷町、彦島老町一丁目、彦島老町二丁目、彦島老町三丁目、彦島本村町一丁目、彦島本村町二丁目、彦島本村町三丁目、彦島本村町四丁目、彦島本村町五丁目、彦島本村町六丁目、彦島本村町七丁目、彦島緑町、彦島老の山公園」に、「下関市大字彦島のうち竹ノ子島、西山、迫町、福浦、田ノ首、塩浜及び弟子待の区域」を、「下関市のうち彦島弟子待町一丁目、彦島弟子待町二丁目、彦島弟子待町三丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、彦島福浦町三丁目、彦島迫町一丁目、彦島迫町二丁目、彦島迫町三丁目、

彦島迫町四丁目、彦島迫町五丁目、彦島迫町六丁目、彦島迫町七丁目、彦島西山町一丁目、彦島西山町二丁目、彦島西山町三丁目、彦島西山町四丁目、彦島西山町五丁目、彦島竹ノ子島町」に、「王司加入区、才川加入区、長府加入区、壇之浦加入区、彦島加入区、南風泊加入区、六連島加入区、蓋井島加入区」を、「下関市東部加入区、彦島加入区、南風泊加入区、六連島加入区、蓋井島加入区、室津下加入区、黒井加入区、豊浦町加入区、豊北町加入区及び角島加入区」に、「豊浦郡豊浦町大字室津下」を、「下関市豊浦町大字室津下」に、「豊浦郡豊浦町のうち大字川棚、大字小串、大字宇賀」を、「下関市のうち菊川町大字上大野、菊川町大字上岡枝、菊川町大字上田部、菊川町大字上保木、菊川町大字貴飯、菊川町大字饗井、菊川町大字久野、菊川町大字下大野、菊川町大字下岡枝、菊川町大字下保木、菊川町大字田部、菊川町大字七見、菊川町大字檜崎、菊川町大字西山、菊川町大字日新、菊川町大字東中山、菊川町大字道市、菊川町大字樞ノ木、菊川町大字吉賀、豊浦町大字宇賀、豊浦町大字小串、豊浦町大字川棚、豊浦町大字厚母郷、豊浦町大字黒井、豊浦町大字吉永、豊浦町豊洋台一丁目、豊浦町豊洋台二丁目、豊浦町豊洋台三丁目、豊浦町豊洋台新町、豊浦町大字室津上、豊浦町大字室津下(室津下加入区の区域を除く。）」に、「豊浦郡豊北町大字角島」を、「長門市のうち油谷伊上、大字津都油谷町(油谷町北西部加入区の区域を除く。）」を、「長門市のうち油谷伊上、油谷角山、油谷河原、油谷蔵小田、油谷新別名、油谷津黄、油谷久富」に、「大津郡油谷町のうち大字向津具上、大字向津具下、大字川尻、大字後畑」を、「長門市のうち油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻、油谷後畑」に、「大津郡日置町」を、「長門市のうち日置蔵小田、日置野田、日置下、日置中、日置上」に、「仙崎加入区及び通加入区」を、「油谷町加入区、油谷町北西部加入区、日置町加入区、仙崎加入区、通加入区及び三隅町加入区」に、「大津郡三隅町」を、「長門市のうち三隅下、三隅中、三隅上」に、「及び見島加入区」を、「見島加入区、須佐加入区及び田万川町加入区」に、「阿武郡須佐町」を、「萩市のうち大字須佐、大字弥富上、大字弥富下、大字鈴野川」に、「阿武郡田万川町」を、「萩市のうち大字上小川西分、大字江崎、大字上小川東分、大字下田万、大字中小川、大字上田万、大字下小川」に改める。

山口県告示第六百四十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区	住	発	起	所	氏名	備考
東和町東部加入区	大島郡周防大島町大字伊保田二五六の四	"	"	二八五	鶴村福太郎	山口県漁業協同組合
白木加入区	"	"	"	二八五	松井 安雄	
橋加入区	"	"	"	二八五	河崎 正雄	
山口市加入区	"	"	"	二八五	西村 隼人	
山口市加入区	"	"	"	二八五	西野美佐雄	
上関加入区	熊毛郡上関町大字長島三八七	"	"	二〇	石田 一	
徳山市加入区	周南市大字給島一六七	"	"	六〇〇	山根 時丸	
山口市加入区	山口市秋穂二島四三八の四四	"	"	四三八の一	橋本 好久	
山口市加入区	山口市秋穂二島四三八の四四	"	"	四三八の一	石丸 貢	
小野田加入区	山陽小野田市赤崎二丁目二番六号	"	"	赤崎一丁目五番五号	武田 通泰	
厚狭加入区	"	"	"	五二五七	渡壁 輝茂	
植生加入区	"	"	"	五二五七	西村 広司	
下関市東部加入区	下関市長府東侍町二番九号	"	"	九一六	末永 計豊	
彦島加入区	彦島海士郷町五番二〇号	"	"	八番一号	政田 勝美	
豊浦町加入区	豊浦町大字小串二三九七	"	"	一三三三〇の一	藤井 信正	
					竹本 孝行	
					松本 孝行	
					山口 弘	
					嶋田 直文	
					大隅 昭	
					杉本 正治	
					吉岡 勉	

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦	覧	期	間	縦	覧	場	所
萩市中部加入区	"	"	"	"	"	"	"	山本 光男
萩市大字椿東二一八九の五二七	"	"	"	"	"	"	"	藤田 利男
萩市大字椿東二一八九の四八四	"	"	"	"	"	"	"	
東和町東部加入区	平成十七年十二月二日から同月十六日まで							山口県漁業協同組合
白木加入区	"	"	"	"	"	"	"	
橋加入区	"	"	"	"	"	"	"	
上関加入区	"	"	"	"	"	"	"	
徳山市加入区	"	"	"	"	"	"	"	
山口市加入区	"	"	"	"	"	"	"	
山口市加入区	"	"	"	"	"	"	"	
小野田加入区	"	"	"	"	"	"	"	
厚狭加入区	"	"	"	"	"	"	"	
植生加入区	"	"	"	"	"	"	"	
下関市東部加入区	"	"	"	"	"	"	"	
彦島加入区	"	"	"	"	"	"	"	
豊浦町加入区	"	"	"	"	"	"	"	
萩市中部加入区	"	"	"	"	"	"	"	

山口県告示第六百四十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)

熊毛郡田布施町大字麻郷字志取二六二
五の一地先
四・一、四・九
三四・五
一九九・八七



(六三八) 准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十八条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施します。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十八年二月十六日(木曜日)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市吉田一六七七番地一

山口大学経済学部校舎

三 受験資格

法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

四 受験願書の受付期間

平成十八年一月四日(水曜日)から同月十一日(水曜日)まで(郵送の場合は、一月十一日までの消印のあるものは、有効とする。)

五 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県健康福祉部医務課

六 提出書類等

(一) 受験願書

(二) 受験資格証明書

(三) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日及び氏名を記入すること。)

七 受験手数料

六千九百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成十八年三月十五日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部医務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

九 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口県健康福祉部医務課にすること。

(二) この試験についての問合せは、山口県健康福祉部医務課(電話〇八三一九三三―二九二八)にすること。

(六三九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
美祢市於福土地改良区	理事	入江 勝吉	美祢市於福町上四一五八
"	"	西村 興宣	" 三三二二
"	"	安永 勉武	於福町下三三〇九
"	"	草場 圭介	" 二四〇八
"	"	坂田 悟	" 一一九七
"	"	山田 博	" 二六一
"	"	藤田 茂	大嶺町北分二九九九
"	"	藤田 昭二	" 二九一五
"	"	西村源治郎	於福町上三三五四
"	監事	藍原 正甫	於福町下三七二二の二
"	"	岡崎 薫	" 二五一〇
"	"	末岡 進	大嶺町北分三二七九
玖珂郡周東町川越土地改良区	理事	林 聖文	玖珂郡周東町大字瀬越一四〇〇

平成十七年十二月二日印刷
平成十七年十二月二日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

土地改良区名称	理事の別	氏名	住	所
美祢市於福土地改良区	理事	入江 勝吉	美祢市於福町上四一五八	大字下久原二〇三二の一
〃	〃	西村 興宣	〃	〃
〃	〃	安永 勉武	於福町下三三〇九	〃
〃	〃	草場 圭介	〃	〃
〃	〃	岸根 弘登	〃	〃
〃	〃	山田 博	〃	〃
〃	〃	藤田 茂	大嶺町北分二九九九	〃
〃	〃	藤田 昭二	〃	〃
〃	〃	篠原 清一	於福町下三二二四	〃
〃	〃	藍原 正甫	〃	〃
〃	〃	坂田 悟	〃	〃
〃	〃	末岡 進	大嶺町北分三二七九	〃
〃	〃	林 聖文	玖珂郡周東町大字瀬越一四〇〇	〃
玖珂郡周東町川越土地改良区	理事	安永 博彦	〃	〃
〃	〃	村中 齊	〃	〃
〃	〃	安永 千之	〃	〃
〃	〃	弘中 義久	〃	〃
〃	〃	荒木 武則	大字下久原二八四九の一	〃
〃	〃	國本 展男	大字瀬越一四六一	〃
〃	〃	〃	大字三瀬川六九六一	〃

(六四〇) 国営農地再編整備事業(豊北地区安崎下換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区安崎下換地区の換地計画を定めたので、同
条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供し
ます。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

二 縦覧の期間

平成十七年十二月五日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(六四一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年十二月二日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市木園一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市木園一丁目五番二五号
株式会社ひかりシテイ開発